

平成30年11月20日

被保険者・被扶養者 各位

大倉健康保険組合

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する
支払い方法の変更について

平素は当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年1月から「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師」（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、施術者と行政が受領委任の契約を締結することにより、受領委任規程に基づき行政による指導監督等が行われる受領委任制度が導入されました。なお、保険者がこの受領委任に参加するか否か、委任を終了するか否かについては保険者の裁量によるものとされております。

これを受け、当健康保険組合では当該療養費の支払い方法について、組合会において審議を行なった結果、従来の支払い方法「償還払い(代理受領)」(はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術料(以下、「当該施術料」という)については、患者と施術者等の契約に基づく委任請求を受け、療養費は当健康保険組合が施術者等に給付するもの)から、健康保険法第87条及び健康保険法施行規則第66条に則った「償還払い」(当該施術料全額を施術所で支払い、被保険者からの申請と領収書原本に基づき当健康保険組合が被保険者または患者に給付するもの)へ移行する決定となりましたことをご連絡いたします。

つきましては、周知期間や準備期間を鑑み、平成31年1月1日以降の施術分から全て償還払いとさせていただきます。

なお、平成31年1月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い(全額自己負担の領収書(原本)等の添付)の手続きにより被保険者から再申請をしてください。

また、申請書及び必要な添付文書等は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きますようお願い申し上げます。

-----お問い合わせ-----

大倉健康保険組合

TEL06-6353-7785

あはき療養費支給申請に必要なとなる書類等

□『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者(被保険者)」が記入をします。

なお、当健保組合は申請者(被保険者)以外の口座に給付金を支払いませんので委任欄は記入しないでください。

□『領収書原本』(全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの)

□『医師の施術同意書(原本)』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。

また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

□『施術報告書(写し)』(平成30年10月施術分より)

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

□『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

用紙は当健保組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

3. その他注意事項

※暦月ごとに申請してください

※療養費支給申請書及び添付書類(医師の施術同意書等)は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きます様お願い申し上げます。

※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4~5ヶ月後となります

4. 留意事項

- ・平成31年1月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。
- ・申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健保組合ホームページをご確認ください。

以上

-----お問い合わせ-----

大倉健康保険組合

TEL 06-6353-7785